

予防接種事務デジタル化に係る健康管理システム開発ベンダ向け説明会

令和8年度

厚生労働省 健康・生活衛生局

感染症対策部 予防接種課

令和8年2月27日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

説明会アジェンダ

アジェンダ

- I. はじめに [5分]
- II. ご説明 [50分]
- III. 質疑応答 [30分]
- IV. 事務連絡 [5分]

実施要領

■ 開催日時：

- 1回目：2月27日（金）13:00～14:30
- 2回目：3月6日（金）13:00～14:30

■ 開催場所・会議方式：

- Web会議
第1回：
<https://jahis.webex.com/jahis/j.php?MTID=m58338ecaec8bbe79cf578a8538f3bcac>
第2回：
<https://jahis.webex.com/jahis/j.php?MTID=mbce4e0d1301e0d44507431a5d81e08e7>

■ 参加者（敬称略）：

- JAHIS
- 健康管理システム開発ベンダ
- 厚生労働省
- 中央会
- 事務局 三菱総合研究所（厚労省支援事業者）

■ 配布資料：

- 本資料

はじめに・・・説明会開催の目的

【本説明会の目的】

- ・健康管理システムベンダ様を対象に、「健康管理システム標準仕様書」の導入にあたり必要となる移行タスクについて認識の共有を図ること

【実施内容】

- ・健康管理システムベンダ様より、予予・請求システムへの接続方法および移行方法、ならびにデータ入力内容について説明いただくこと

本説明会資料における用語の説明

用語	内容
健康管理システム標準仕様書3.1版の導入	標準仕様書3.1版への適合かつ、適合基準日をR10.4.1としている予防接種デジタル化機能を実装すること。
デジタル化	健康管理システム標準仕様書3.1版を導入した上で、住民がマイナポータルからデジタル予診票を入力できる状態になること。
デジタル予診票による接種	<ul style="list-style-type: none">・デジタル化後に、住民が医療機関においてデジタル予診票を利用して接種する環境を整えること。また、そうした接種のこと。・請求・審査・支払が予予・請求システム上で実施可能であること。
予防接種サイト	<p>【自治体が利用する場合】 LGWANと接続されている自治体内の端末を用いて閲覧するサイト。 予予・請求システムがサイトの画面を提供する。</p> <p>【医療機関が利用する場合】 オンライン資格確認にて利用しているオンライン請求ネットワークと接続されている医療機関内の端末を用いて閲覧するサイト。予予・請求システムがサイトの画面を提供する。</p>
任意接種（委託契約に基づくもの）	自治体と医療機関の間での接種業務の委託に基づき、対象者に対して任意接種を実施し、自治体が費用の一部を、医療機関に対して委託料又は助成額として支払う方式。 R8.6のデジタル化の対象。
任意接種（委託契約に基づかないもの）	自治体と医療機関の間での接種業務の委託に基づかない（例えば協定関係や協力関係等）任意接種で、接種希望者が任意接種を受けた際、自治体が費用の一部を接種希望者に助成する方式。 R10.4以降の対応予定。

1. デジタル化の概要

1. 予防接種事務デジタル化の背景・目的

2. 予予・請求システムとの連携方式

1. ネットワーク接続設定
2. 予予・請求システムの接続方法
3. チェックリストを用いたテスト実施内容

3. データ移行支援

1. 予予・請求システムへ連携する対象者情報について
2. 格納するデータ項目・情報の期間について
3. 健康管理システムにご対応頂きたい範囲
4. 対象者情報データ移行の方法
5. 除票データの取得方法
6. 特例臨時接種における移行方針
7. 接種記録データ移行の方法
8. 紙予診票接種記録入力関連
9. 対象者登録時の流量制限への対応方針案

4. 質疑応答

1. デジタル化の概要

1. 予防接種事務デジタル化の背景・目的

2. 予予・請求システムとの連携方式

1. ネットワーク接続設定

2. 予予・請求システムの接続方法

3. チェックリストを用いたテスト実施内容

3. データ移行支援

1. 予予・請求システムへ連携する対象者情報について

2. 格納するデータ項目・情報の期間について

3. 健康管理システムにご対応頂きたい範囲

4. 対象者情報データ移行の方法

5. 除票データの取得方法

6. 特例臨時接種における移行方針

7. 接種記録データ移行の方法

8. 紙予診票接種記録入力関連

9. 対象者登録時の流量制限への対応方針案

4. 質疑応答

1-1. 予防接種事務デジタル化の背景・目的

医療DXとは

医療DXの概要

保健・医療・介護の各段階のデータを共通基盤（クラウド等）で標準化・共有し、業務・システムの共通化・効率化を進めて、予防促進と質の高い医療・ケアの実現につなげる取り組み

背景と目的

超高齢社会に対応し、健康寿命の延伸と持続可能な社会保障の実現のため、医療DXでサービスの効率化・質向上を進め、我が国の医療の未来を切り拓く。



● 医療DXの推進に関する工程表（令和5年6月2日 医療DX推進本部決定）（抜粋）

	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度～ (令和8年度～)
自治体・医療機関/介護事業所間の連携等 ・自治体が実施する介護、予防接種、母子保健等の事業の事務に必要な情報の連携	自治体システムの標準化、共有すべき文書の標準化・クラウド化			下記について全国的に運用 ・公費負担医療、地方単独医療費助成 ・予防接種 ・母子保健情報 ・介護 ・自治体検診 ・感染症届出
	業務運用の見直し 医療機関・自治体との 情報連携基盤の整備 実証事業	先行実施 国民に直接メリットがある機能を開始 ⇒ ⇒ ⇒ 機能・実施自治体を拡大		
	マイナポの申請サイトの改修		診断書等の自治体への電子提出の実現 順次、対象文書を拡大	
	民間PHR事業者団体等と連携したライフログデータ標準化、医療機関実証、2025年大阪・関西万博も見据えたユースケース創出支援		順次、ユースケースを拡大	

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第96号)の概要

改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、住民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、国又は都道府県及び関係機関の連携協力による病床、外来医療及び医療人材並びに感染症対策物資の確保の強化、保健所や検査等の体制の強化、情報基盤の整備、機動的なワクチン接種の実施、水際対策の実効性の確保等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 感染症発生・まん延時における保健・医療提供体制の整備等【感染症法、地域保健法、健康保険法、医療法等】

(1) 感染症対応の医療機関による確実な医療の提供

- ① 都道府県が定める予防計画等に沿って、都道府県等と医療機関等の中で、病床、発熱外来、自宅療養者等（高齢者施設等の入所者を含む）への医療の確保等に関する協定を締結する仕組みを法定化する。加えて、公立・公的医療機関等、特定機能病院、地域医療支援病院に感染症発生・まん延時に担うべき医療提供を義務付ける。あわせて、保険医療機関等は感染症医療の実施に協力するものとする。また、都道府県等は医療関係団体に協力要請できることとする。
- ② 初動対応等を行う協定締結医療機関について流行前と同水準の医療の確保を可能とする措置(流行初期医療確保措置)を導入する(その費用については、公費とともに、保険としても負担)。また、協定履行状況の公表や、協定に沿った対応をしない医療機関等への指示・公表等を行うことができることとする。

(2) 自宅・宿泊療養者等への医療や支援の確保

- ① 自宅療養者等への健康観察の医療機関等への委託を法定化する。健康観察や食事の提供等の生活支援について、都道府県が市区町村に協力を求めることとし、都道府県と市区町村間の情報共有を進めることとする。さらに、宿泊施設の確保のための協定を締結することとする。
- ② 外来・在宅医療について、患者の自己負担分を公費が負担する仕組み(公費負担医療)を創設する。

(3) 医療人材派遣等の調整の仕組みの整備

- 医療人材について、国による広域派遣の仕組みやDMAT等の養成・登録の仕組み等を整備する。

(4) 保健所の体制機能や地域の関係者間の連携強化

- 都道府県と保健所設置市・特別区その他関係者で構成する連携協議会を創設するとともに、緊急時の入院勧告措置について都道府県知事の指示権限を創設する。保健所業務を支援する保健師等の専門家(IHEAT)や専門的な調査研究、試験検査等のための体制(地方衛生研究所等)の整備等を法定化する。

(5) 情報基盤の整備

- 医療機関の発生届等の電磁的方法による入力を努力義務化(一部医療機関は義務化)し、レセプト情報等との連結分析・第三者提供の仕組みを整備する。

(6) 物資の確保

- 医薬品、医療機器、個人防護具等の確保のため、緊急時に国から事業者へ生産要請・指示、必要な支援等を行う仕組みを整備する。

(7) 費用負担

- 医療機関等との協定実施のために都道府県等が支弁する費用は国がその3/4を補助する等、新たに創設する事務に関し都道府県等で生じる費用は国が法律に基づきその一定割合を適切に負担することとする。

2. 機動的なワクチン接種に関する体制の整備等【予防接種法、特措法等】

- ① 国から都道府県・市区町村に指示する新たな臨時接種類型や損失補償契約を締結できる仕組み、個人番号カードで接種対象者を確認する仕組み等を導入する。
- ② 感染症発生・まん延時に厚生労働大臣及び都道府県知事の要請により医師・看護師等以外の一部の者が検体採取やワクチン接種を行う仕組みを整備する。

3. 水際対策の実効性の確保【検査法等】

- 検疫所長が、入国者に対し、居宅等での待機を指示し、待機状況について報告を求める(罰則付き)ことができることとする。等
このほか、医療法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法第6条の5第4項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日(ただし、1の(4)及び2の①の一部は公布日、1の(4)及び(5)の一部は令和5年4月1日、1の(2)の①の一部及び3は公布日から10日を経過した日等)

1-1. 予防接種事務デジタル化の背景・目的 予防接種法の改正概要

(1) 臨時接種類型の見直し等

- ・ 疾病のまん延予防上緊急の必要がある場合に、厚生労働大臣が都道府県知事又は市区町村長に指示し、臨時接種を行う類型を設ける。住民の生命・健康に重大な影響を与える疾病に係る臨時接種の費用負担は全額国負担とする。
- ・ その他、円滑な接種の実施、ワクチンの確保等のための所要の措置を講ずるための規定を設ける。

(2) 予防接種事務のデジタル化等

【オンライン対象者確認の導入】

- ・ 医療保険におけるオンライン資格確認と同様に、個人番号カードによる接種対象者の確認の仕組みを導入する。

【予防接種データベースの整備】

- ・ 予防接種の有効性及び安全性の向上を図るための調査・研究を行うため、自治体の予防接種の実施状況及び副反応疑い報告に係る情報を含む匿名予防接種データベースの整備し、医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）等との連結解析を可能とする。
- ・ 匿名予防接種データベースの情報の大学、研究機関等への提供に関する規定（情報利用者の情報管理義務等）の整備を行う。

1-1. 予防接種事務デジタル化の背景・目的

予防接種事務デジタル化の概要

背景・経緯

- 新型コロナウイルス感染症への対応において、次の課題が浮き彫りとなった。
 - ① 紙をベースとした予防接種事務の事務負担
 - ② 予防接種の有効性・安全性に関する調査のための情報基盤の不存在
- このため、**令和4年改正法（※）により予防接種法を改正し、予防接種事務デジタル化に必要な規定の手当てを行った。**
 - ※ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）
- これらの規定の施行期日を、11月25日閣議決定・28日公布の政令により、**令和8年6月1日と定めた。**
 - ※ 法律上は、公布の日から起算して3年6月を超えない範囲内において政令で定める日とされている。

デジタル化の概要

- **一次利用（予防接種の対象者・自治体・医療機関におけるデジタル化）**
 - 医療保険におけるオンライン資格確認と同様に、**個人番号カードによる接種対象者の確認の仕組みを導入。**
 - 予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム（予予・請求システム）により、自治体の接種記録を管理するほか、自治体及び医療機関間の費用請求・支払事務を効率化。
- **二次利用（予防接種データの利活用）**
 - 予防接種の有効性・安全性の向上のための調査・研究を行うため、予防接種の実施状況や、副反応疑い報告に係る情報を含む**匿名予防接種データベースを整備し、医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）等との連結解析を可能とする。**
 - **匿名予防接種データベースの情報を、大学や研究機関等へ提供できるようにする。**

スケジュール

- 国のシステムは、改正予防接種法の施行期日（令和8年6月1日）に合わせてリリース予定である一方、自治体システムの改修は、令和10年4月までに順次進む。
 - ※ 法令上、自治体は令和10年4月1日までにデジタル化に必要な機能を実装しなくてはならないこととされている。ただし、一部自治体（令和7年10月末現在187自治体）については、特定移行支援システムに該当する自治体とされており、デジタル化が遅れる見込み。

1-1. 予防接種事務デジタル化の背景・目的 予防接種事務のデジタル化等

- 令和8年6月から令和10年度にかけて、順次、各自治体における予防接種事務のデジタル化を進めている。

現状

① 予防接種実施事務について

- 自治体は紙の予診票や接種券を住民（接種対象者）に送付。
- 住民は紙の予診票に手書きで記入し、医療機関（接種会場を含む。以下同じ）で受付。
- 医療機関は予診票を確認（問診）し、予防接種を行う。
- 医療機関は費用請求のため紙の予診票及び請求書を市町村に送付。
- 自治体が紙の予診票をもとに予防接種台帳に接種記録を入力。

② 予防接種の有効性・安全性に関する調査・研究について

- 厚生労働省は、自治体が実施する予防接種の実施状況（接種対象者の接種の有無等）を即時に把握できない。
- 予防接種の有効性・安全性に関する調査のための情報基盤がない。

オンライン 資格確認の 基盤を活用

デジタル化後

① 予防接種実施事務の効率化

- 自治体は住民（接種対象者）のスマートフォンにデジタル予診票や接種勧奨のお知らせを送付。
 - 住民はマイナポータル上で予診票を入力し、医療機関で、マイナンバーカードにより受付を行う。
 - 医療機関はデジタル画面で予診票を確認（問診）し、予防接種を行う。
 - 医療機関は接種記録を電子的に登録し、そのままオンラインで費用請求。
- オンライン対象者確認・オンライン費用請求により、自治体の接種記録の管理、自治体及び医療機関の費用請求・支払事務の効率化

② データベースの構築による効率的・効果的な調査・研究を可能とする

- 自治体は予防接種の実施状況（接種対象者の接種の有無等）を厚労大臣に報告しなければならないこととする（オンライン対象者確認・オンライン費用請求により、上記の報告を効率化）。
- 予防接種の実施状況・副反応疑い報告の匿名データベース（予防接種データベース）を整備。NDB等との連結も可能に。

1-1. 予防接種事務デジタル化の背景・目的

デジタル化の概要

【接種対象者】 予診票の電子化により、何度も手書きする手間がなくなる。

接種勧奨の通知をスマートフォンで受け取ることができる。また、過去の接種記録を参照できる。

里帰り出産等の例外的な住所地外接種を希望する方の事前申請等の現在の手続きが不要となる。

【医療機関】 電子的に過去の接種記録の確認や接種間隔等をシステムでチェック可能となり、間違い接種防止に繋がる。

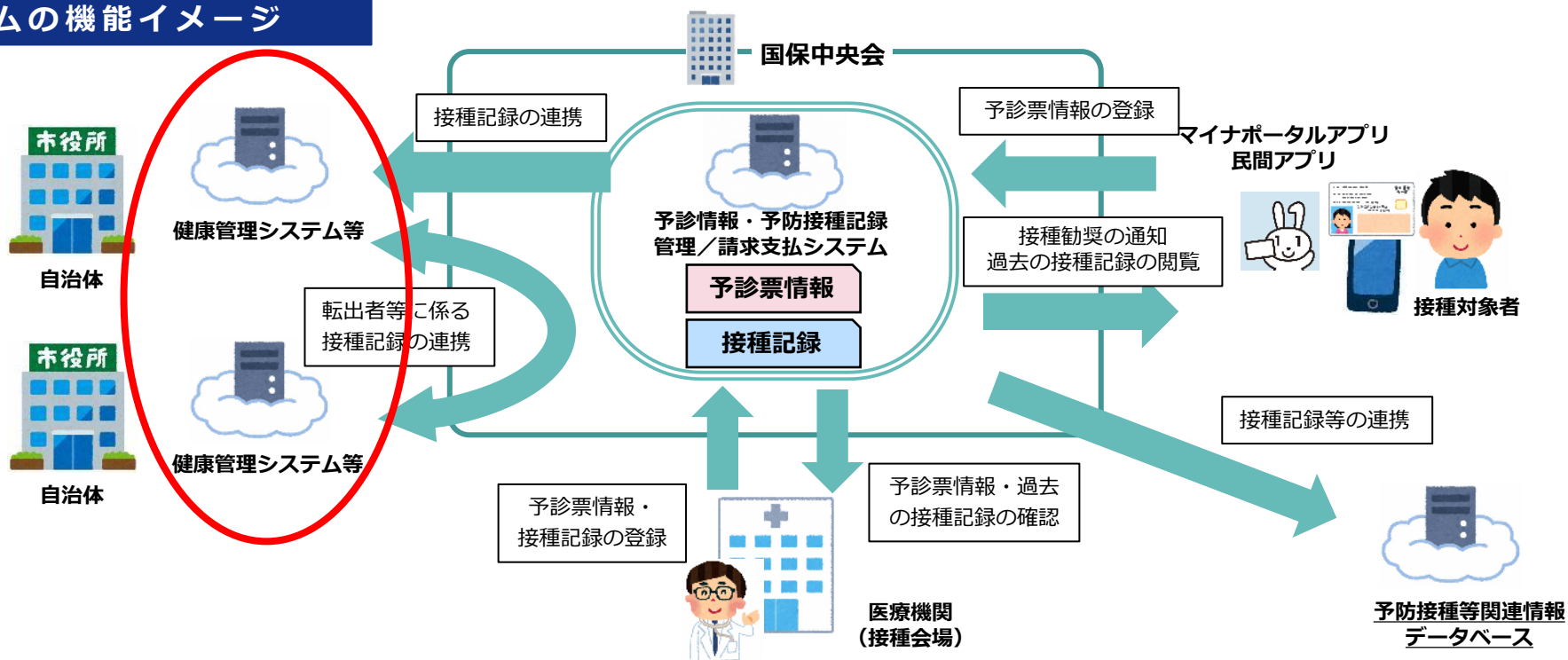
接種記録を電子的に登録することができ、市区町村に紙の予診票や請求書の送付が不要になる。

【市区町村】 接種対象者のスマートフォンにデジタル予診票や接種勧奨のお知らせを送付できる。

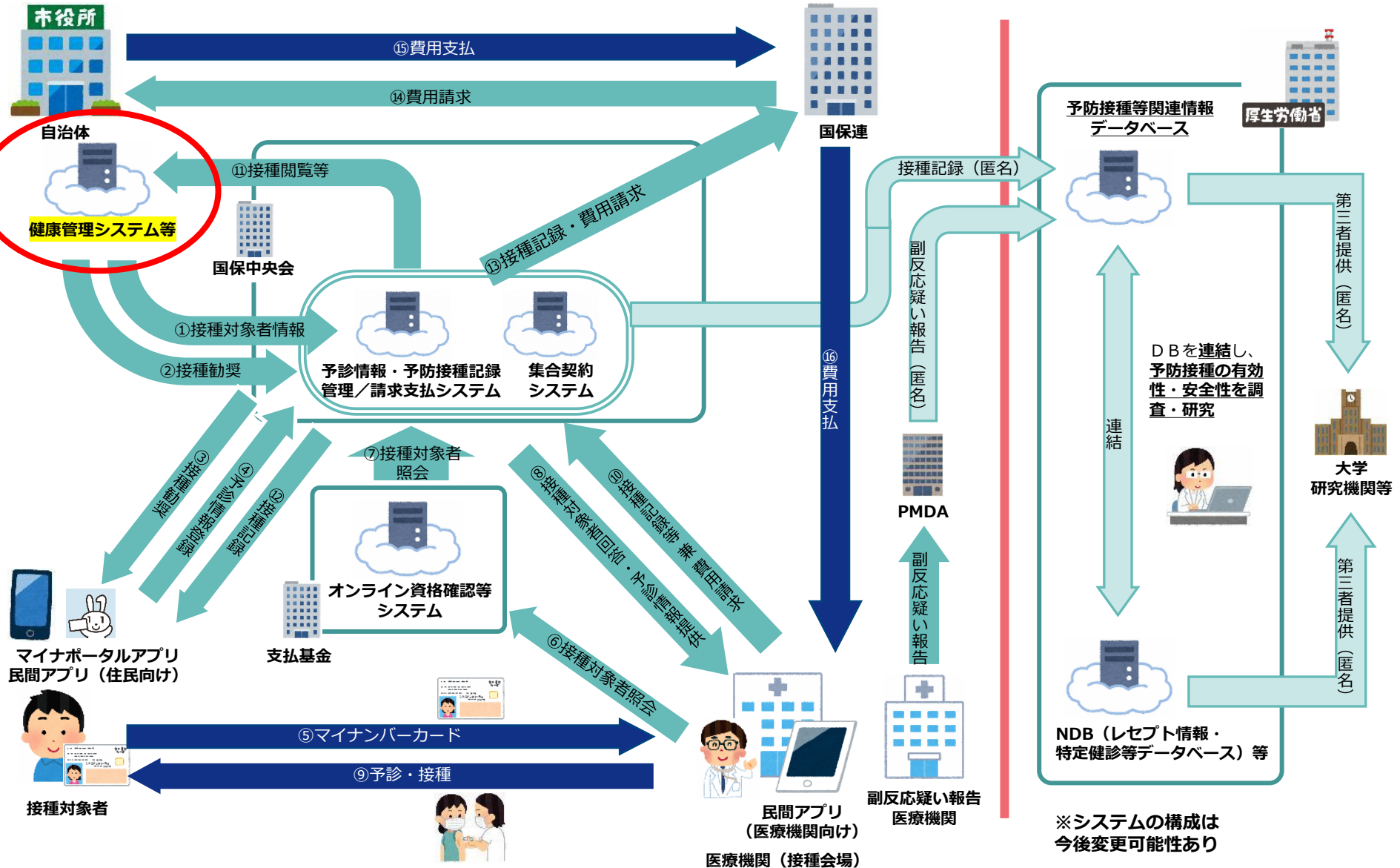
医療機関が電子的に登録した接種記録が市区町村に連携され、接種記録のシステムへの入力が不要となる。

転出入があった場合でも、市区町村間で連携して住民の過去の接種記録を閲覧できる。

システムの機能イメージ



予防接種事務の運用フロー全体概要(2/2) -デジタル化後の運用(将来像)



1-1. 予防接種事務デジタル化の背景・目的

予防接種事務のデジタル化に関する全体スケジュール

予防接種事務のデジタル化に必要なシステム群に関しては、改正予防接種法の施行予定日である令和8年6月に向けて、現在、設計・開発に取り組んでいる。

所管	システム等	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度～
マイルストーン		△健康管理システム 標準仕様書3.1版(R7.1) 現在		△改正予防接種法の施行(R8.6) R8.6		
1	厚生労働省 ・ 予防接種等関連情報データベース		設計・開発		運用	
2	国保中央会 ・ 予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム		設計・開発		運用	
	・ 予防接種集合契約システム		設計・開発		運用	
3	支払基金 ・ 医療保険者等向け中間サーバー等 ・ オンライン資格確認等システム ・ 履歴照会回答システム		設計・開発		運用	
4	デジタル庁 ・ マイナポータル ・ PMH（共通）		設計・開発		運用	
5	PMDA ・ 医療機関報告関係システム群（①） ・ VDB連携システム（②） ・ 安全対策支援システム（②）		設計・開発（①）		運用	
				設計・開発（②）		運用
6	自治体 ・ 健康管理システム【標準仕様書2.0版以前】 ※先行実施に参加する自治体のみ	先行実施			デジタル化に伴い終了	デジタル化に移行し先行実施は終了
	・ 健康管理システム【標準仕様書3.1版以降】		設計・開発		導入・運用	全国運用

1-1. 予防接種事務デジタル化の背景・目的

予防接種事務デジタル化の対象となる予防接種

予防接種事務デジタル化においては、定期接種、臨時接種、任意接種（自治体助成有り）を対象とする。

No	類型		予防接種事務デジタル化対象	予防接種DB管理対象	備考
1	定期接種		対象	対象	
2	臨時接種				
3	任意接種	自治体助成あり ※医療機関と委託関係があるものに限る			
4		自治体助成なし	対象外※	対象外※	※ 対象にできるかどうかは、今後、検討予定。

1. デジタル化の概要

1. 予防接種事務デジタル化の背景・目的

2. 予予・請求システムとの連携方式

1. ネットワーク接続設定
2. 予予・請求システムの接続方法
3. チェックリストを用いたテスト実施内容

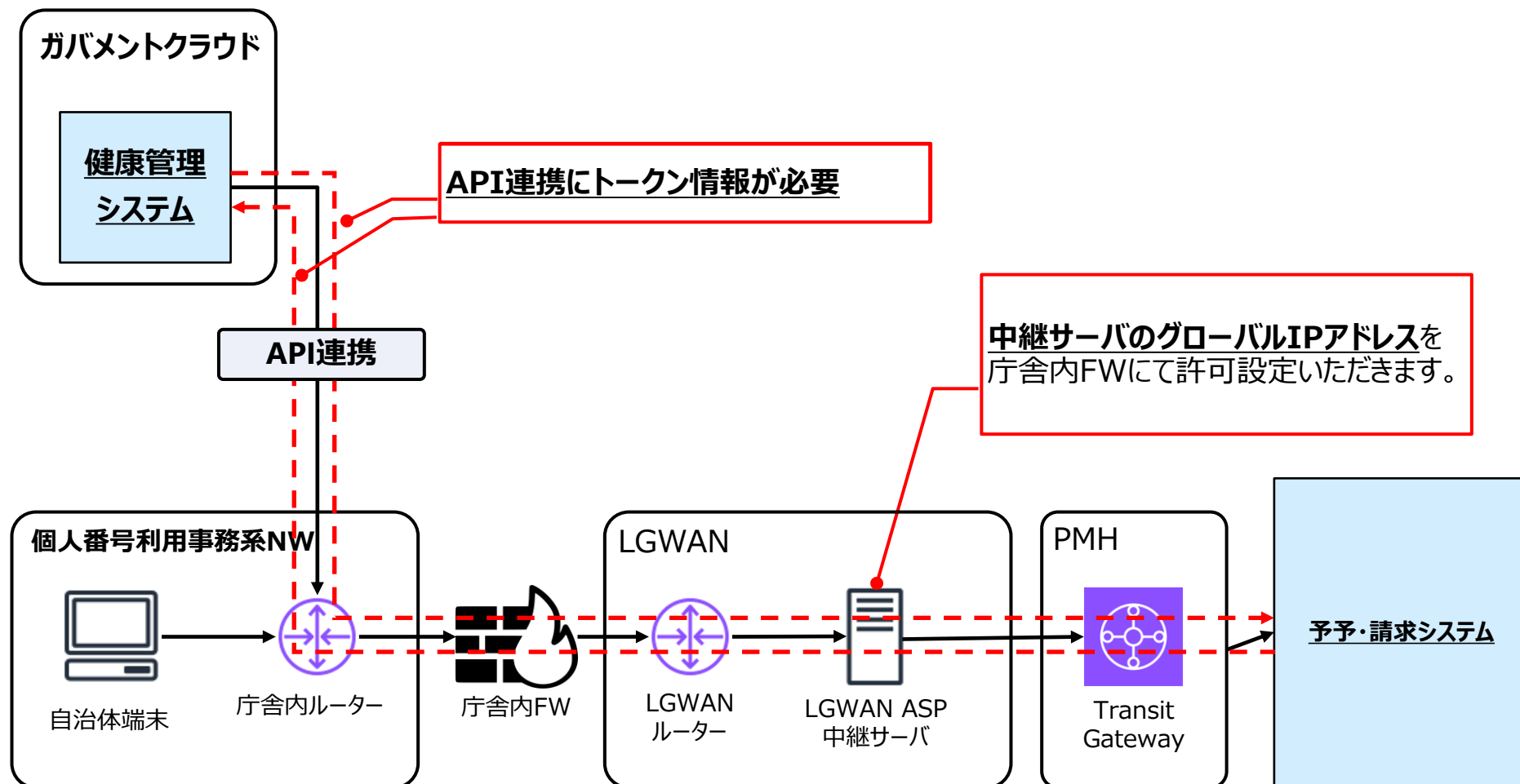
3. データ移行支援

1. 予予・請求システムへ連携する対象者情報について
2. 格納するデータ項目・情報の期間について
3. 健康管理システムにご対応頂きたい範囲
4. 対象者情報データ移行の方法
5. 除票データの取得方法
6. 特例臨時接種における移行方針
7. 接種記録データ移行の方法
8. 紙予診票接種記録入力関連
9. 対象者登録時の流量制限への対応方針案

4. 質疑応答

2-1. 予予・請求システムとの連携方式 ネットワーク接続設定(1/2)

予予・請求システムとガバメントクラウド上の健康管理システム及び自治体端末との接続は以下構成を想定しており、庁舎内FWに対してLGWAN中継サーバのグローバルIPアドレスの許可をお願いいたします。



2-1. 予予・請求システムとの連携方式 ネットワーク接続設定(2/2)

予予・請求システムへの接続は、LGWANからPMH共通の以下のホストを經由して通信を行うため、自治体様側でも許可設定をお願い致します。

ホスト名/ I Pアドレス	検証環境	XXX.XXX.asp.lgwan.jp (XXX.XXX.XXX.XXX)
	本番環境	XXX.XXX.asp.lgwan.jp (XXX.XXX.XXX.XXX)
プロトコル	HTTPS	
ポート番号	443	

※XXXについては今後自治体より周知予定

2-2. 予予・請求システムとの連携方式（トークンについて）

予予・請求システムの接続方法

- 健康管理システムで発行するトークンは、健康管理システムから予予・請求システムへアクセスする際に使用するトークンです。

健康管理システムのトークン払い出しについて

健康管理システム様用のトークン発行については、予予・請求システムのアカウント発行後に自治体様から予予・請求システム上で払い出しが可能となります。自治体様からトークン情報を提供いただけます。

予予・請求システムとの接続に係るタスク

中央会

①テスト アカウント発行

- テスト用のアカウントを国保中央会にて発行する。
- 国保中央会にてアカウントを発行した後、集合契約システムのアカウント作成時に厚労省へご連絡いただいたメールアドレス宛にアカウントの発行通知が送信される。

自治体

②健康管理システム連携用 トークン発行

- ①で通知されたアカウントで接続検証環境にログインし、健康管理システムとの連携用のキー情報であるトークンを発行し、健康管理システムベンダ様へ接続依頼を行う。

ベンダ

③健康管理システムへのトークン設定

- 自治体から受領したトークン情報を健康管理システムに設定し、接続検証環境との疎通確認を行う。

自治体、ベンダ

④予予・請求システムと健康管理システムで連携したテスト実施

- 疎通確認完了後、国保中央会より別途ご提示するチェックリストを元に、自治体、健康管理システムベンダ様にて予予・請求システムを使ったデータ連携テスト及び業務運用テストを行う。
- テスト完了後、自治体様よりチェックリスト及びテスト証跡（エビデンス）をヘルプデスクFAQサイトに提出を行う（詳細は次スライドで説明）。

中央会

⑤テスト結果確認、本番アカウント発行

- 国保中央会にてチェックリスト及びテスト証跡を確認のうえ、テスト実施内容に問題がなければ、本番環境用アカウントを発行する。
- テストアカウント発行時と同じメールアドレス宛にアカウントの発行通知が送信される。

自治体、ベンダ

⑥本番環境において②、③の作業を実施

- 接続検証環境にて実施した②、③の作業を本番環境で実施し、マスタデータ登録を行う。

2-3. 予予・請求システムとの連携方式 チェックリストを用いたテスト実施内容

- ✓ 以下の観点に基づいたテスト結果とその証跡をヘルプデスクFAQサイトにて御提出いただき、国保中央会において本番環境を利用するためのアカウント発行可否を判断する。

健康管理システムと予予・請求システム間のデータ連携テスト（必須）

予予・請求システム
(接続検証環境) 健康管理システム
(検証環境)

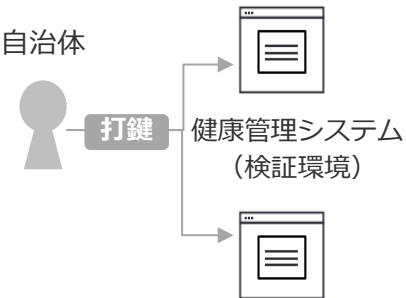


- 自治体様と調整のうえ、以下の観点でテストを実施する。
 - ✓ 予予・請求システムと連携するインターフェースが呼び出せることを検証する。
 - ✓ 予予・請求システムに連携することが想定される全てのデータパターンを網羅的に検証する。
 - ✓ 正常系だけでなく、異常系のデータパターンについても検証する。
- 健康管理システムと予予・請求システムとのデータ連携テストが他自治体にて実施済みであれば（他自治体で予予・請求システムとのデータ連携テストを実施済みか否かは健康管理システムベンダ様でご判断いただきたい。）、自治体からその旨をヘルプデスクFAQサイトで御連絡いただき、データ連携テストを実施しないことも可能とする。

健康管理システムと予予・請求システムを利用した業務運用テスト（任意）

予予・請求システム
(接続検証環境)

自治体



- データ連携テスト完了後に、自治体にて予予・請求システムを利用した業務運用テストを行う。
 - ✓ 健康管理システムから連携された予防接種対象者情報が予予・請求システムに登録されていることを検証する。
 - ✓ 予予・請求システムから連携された接種記録情報が健康管理システムに登録されていることを検証する。
 - ✓ その他、予予・請求システムにおいて予防接種事務を実施するにあたり必要な操作（接種記録の審査等）を検証する。
 - ※ 予予・請求システムの操作方法については「【01】予予・請求システム操作マニュアル_自治体編」を御参照ください。

※上記テスト内容を記載したチェックリストを別途国保中央会より令和8年4月中旬に御提示予定。テスト証跡の取得方法等についても併せて御連絡させていただく。

1. デジタル化の概要

1. 予防接種事務デジタル化の背景・目的

2. 予予・請求システムとの連携方式

1. ネットワーク接続設定
2. 予予・請求システムの接続方法
3. チェックリストを用いたテスト実施内容

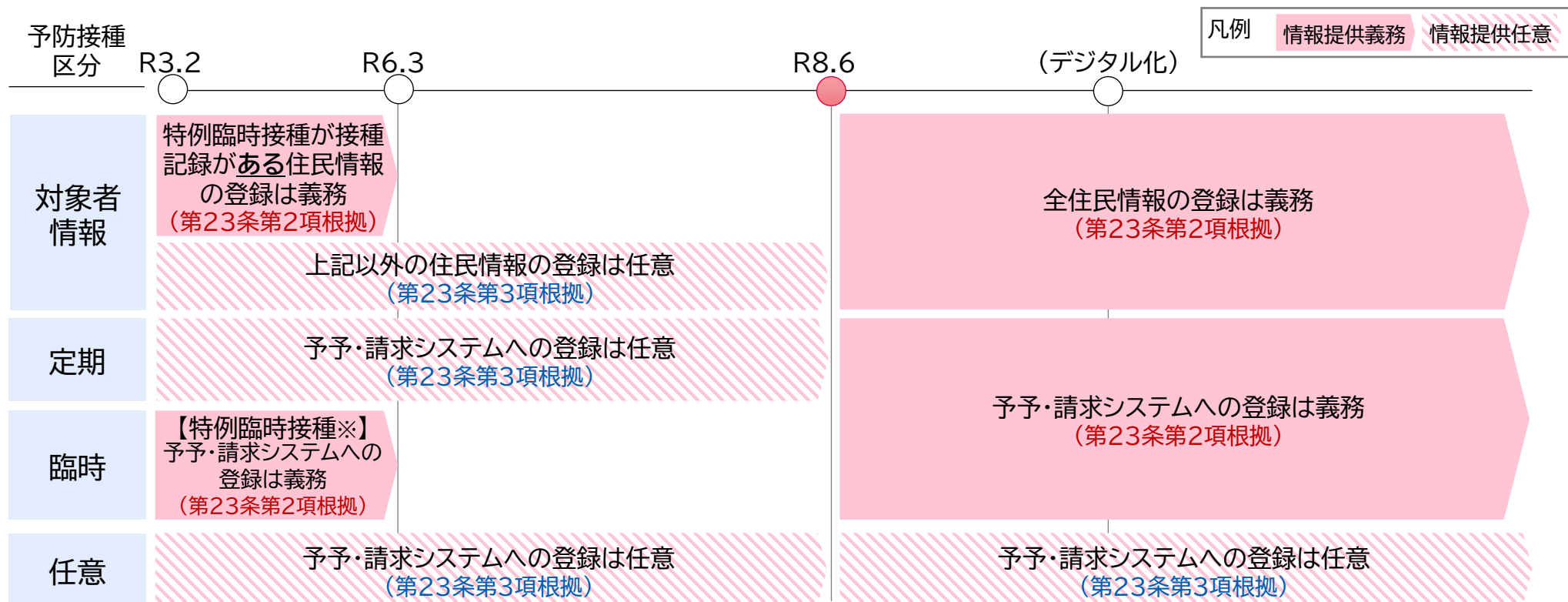
3. データ移行支援

1. 予予・請求システムへ連携する対象者情報について
2. 格納するデータ項目・情報の期間について
3. 健康管理システムにご対応頂きたい範囲
4. 対象者情報データ移行の方法
5. 除票データの取得方法
6. 特例臨時接種における移行方針
7. 接種記録データ移行の方法
8. 紙予診票接種記録入力関連
9. 対象者登録時の流量制限への対応方針案

4. 質疑応答

3-1. データ移行支援 予予・請求システムへ連携する対象者情報について

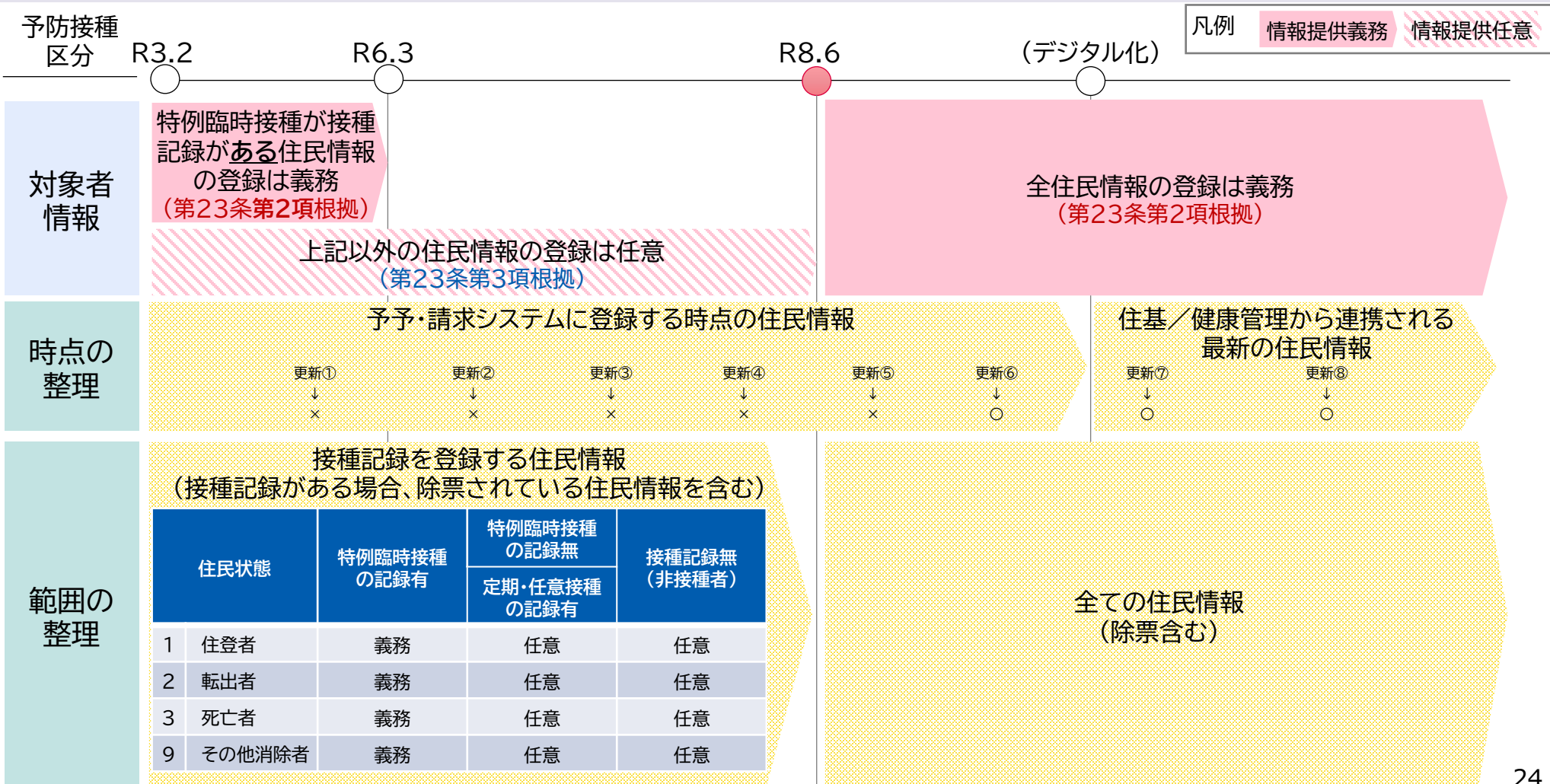
- 接種記録情報とともに対象者情報も必要となる。R8.6以降については、全住民の対象者情報を提供する必要がある。
- R8.6以前については、特例臨時接種の接種記録情報がある対象者情報については同様に提供義務の対象となる。特例臨時接種の接種記録情報がない場合の提供は任意となる。



3-1. データ移行支援

予予・請求システムへ連携する対象者情報の時点・範囲の整理

- 特例臨時接種等の過去の接種記録及びR8.6～デジタル化までの接種記録を予予・請求システムに登録する際、接種記録に紐づけられる対象者情報は予予・請求システムに登録した時点の情報となる。
- また、予予・請求システムに登録する対象者情報について、R8.6以降は全ての住民情報を登録する必要があり、R8.6～デジタル化まで期間における住民情報は転出又は死亡等による除票も含め全ての住民情報を保持しておき、デジタル化する時点で最新の情報を提供する必要がある。



3 - 2 . データ移行支援 格納するデータ項目・情報の期間について(1/2)

- 今後、改正予定の予防接種法施行規則（令和8年6月施行予定）において、提供する情報、提供方法を定める。（提供期日については、通知等に規定する予定）。
- 厚労大臣への情報提供義務の対象項目については、以下のとおり住民情報、死亡情報、副反応疑い報告情報注、接種記録情報とする方針。

提供義務※

任意提供

情報の種類	提供元	具体的な項目
住民情報	市町村	氏名、性別、生年月、住民状態（転出日・死亡年月日等）
死亡情報①注1	市町村注1	住民状態（死亡年月日）（再掲）
死亡情報②注1	市町村	死亡年月日、氏名、性別、生年月、死因の種類
副反応疑い報告情報注2	PMDA	被保険者番号、氏名、接種時の年齢、性別、接種日、接種ワクチンの情報、接種後の症状等
接種記録情報	市町村／都道府県	予防接種対象者番号、予防接種管理番号、法定区分（定期・臨時・任意）、接種日、医療機関コード、実施区分（集団接種・個別接種）、接種区分（接種・予診のみ）、GTINコード注3、ワクチン名、ロット番号、接種量、接種部位、接種方法、勧奨情報・予診票情報・間違い接種情報
母子保健・自治体検診情報	市町村	妊婦健診・乳幼児健診・子宮頸がん検診結果

※ 紙予診票の記録から入力する接種記録情報については、今後、予防接種対象者番号・接種日・GTINコードは提供義務とし、それ以外の情報は任意提供とする予定です。

注1 死亡情報については、①住基システムから連携される情報、②予防接種法に基づき市町村から提出された情報（自治体における事務負担軽減の観点から人口動態調査票と同一の提出方法としている。）を格納する。

注2 製薬企業から報告される情報についても格納する予定。

注3 世界共通で商品を一意に識別するための国際標準の商品識別コードをいい、医薬品・ワクチンの安全・品質・流通管理に用いられるもの。

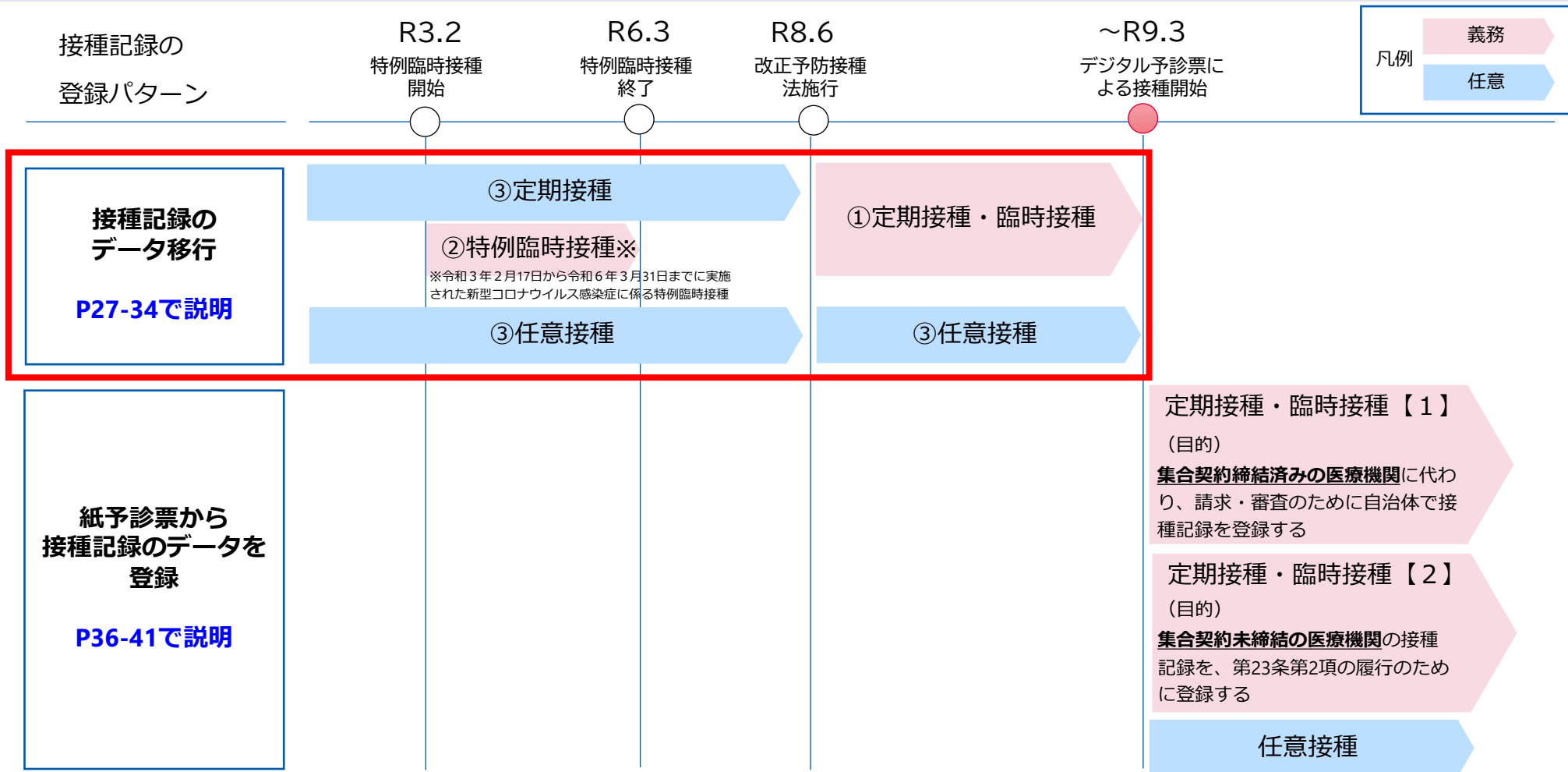
3-2. データ移行支援 格納するデータ項目・情報の期間について(2/2)

- 予防接種DBの運用は令和8年6月より開始を予定しており、基本的には令和8年6月以降の情報を格納する予定。
- 令和8年5月以前の情報については、自治体ごとに当該情報の保存状況が異なるため必ずしも悉皆の情報として格納されないことや、自治体の事務負担を考慮し、任意で自治体から提供された情報のみを格納する予定。

情報種別	提供元	データ範囲
住民情報	市町村	令和8年6月以降の情報 ※ 接種者と非接種者の比較分析のため、予防接種の実施有無は問わず、全住民分の情報を格納する。
死亡情報① (住基システムから 連携される死亡情 報)	市町村	令和8年6月以降の情報
死亡情報② (予防接種法に基づ き収集した死亡情 報)	市町村	令和8年6月以降の情報 ※ 毎年11月に前年の死亡情報を格納する予定。 (令和8年の死亡情報は、令和9年11月に格納予定)
副反応疑い報告情 報	PMDA	令和8年7月以降の情報
接種記録情報	市町村／都 道府県	令和8年6月以降の情報
母子保健・ 自治体検診情報	市町村	令和8年6月以降の情報 ※ 任意提供とする。

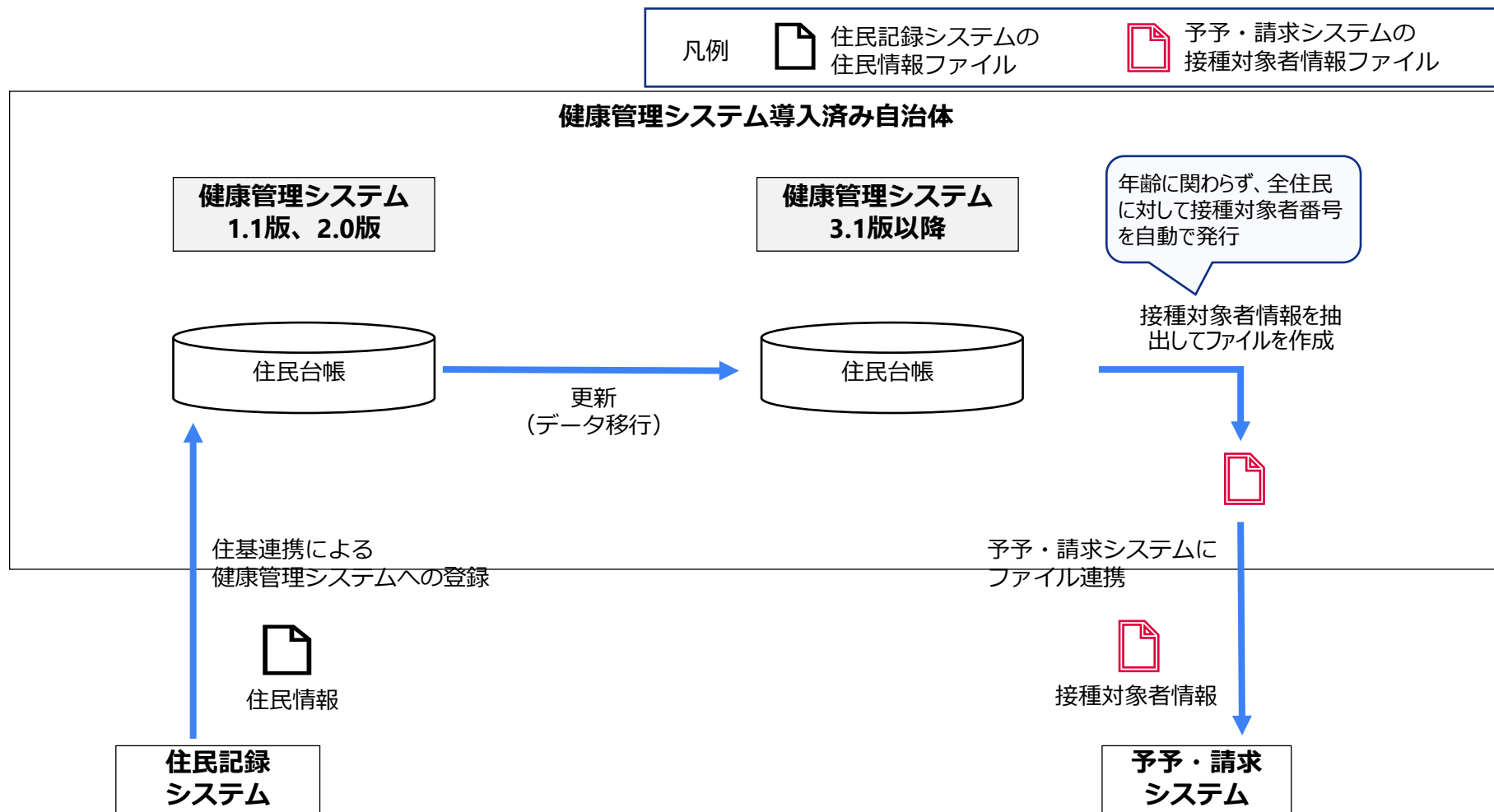
3-3. データ移行支援 健康管理システムにご対応頂きたい範囲

- 令和8年6月以降の厚労大臣への情報提供義務となる定期接種・臨時接種の記録（①）、特例臨時接種の記録（②）、デジタル化移行前の定期接種・任意接種の記録（③）（登録は任意）については、ファイルを作成し、デジタル化の準備ができた段階で、まとめて予防接種サイトにアップロードを行います。
- デジタル化後の運用においては、目的に応じて紙予診票の接種記録を予予・請求システムに登録します。



3-4. データ移行支援 対象者情報データ移行の方法

- 今後接種する可能性のある対象者（=全住民）に接種対象者番号を発行した上で、予予・請求システムに連携する。
- 健康管理システムを未導入の場合は、予予・請求システムからダウンロードしたフォーマットを基に、接種対象者情報ファイルの作成と接種対象者番号の発行を手作業にて実施いただきたい。



3-4. データ移行支援 対象者情報データ移行の方法（接種記録データ項目）

- 健康管理システムから予予・請求システムへ連携される接種対象者情報ファイルの項目及び入力例
- 必須欄に○が付いていない箇所は、空欄でも差し支えない。

項目	変更区分	予防接種対象者番号	世帯番号	全国地方公共団体コード	消除の異動年月日	異動事由	個人番号	氏名	氏名(カナ)	住所	生年月日
説明	1:登録/更新 2:削除	市町村等番号(6桁)+対象者番号(15桁)	同一の世帯を表す番号	自治体を特定するためのコード	消除に係る異動事由が生じた年月日 YYYY-MM-DD	接種対象者の当該レコード削除となる事由を示す	接種対象者の個人番号 12桁	接種対象者の氏名	接種対象者の氏名カナ	接種対象者の住所	接種対象者の生年月日 (YYYY-MM-DD)
必須	○	○		○			○	○	○	○	○
例1	1	123456789 012345678 901	123456789 012345	567890			123456789 012	田中太郎	タナカタロウ	東京都江東区辰巳1-1-1	2013-11-01
例2	2	523356789 012345678 931	321456789 012267	123456	2024-09-02	22	987654321 012	斎藤花子	サトウハナコ	東京都江東区豊洲2-2コーポ豊洲101	1998-11-02

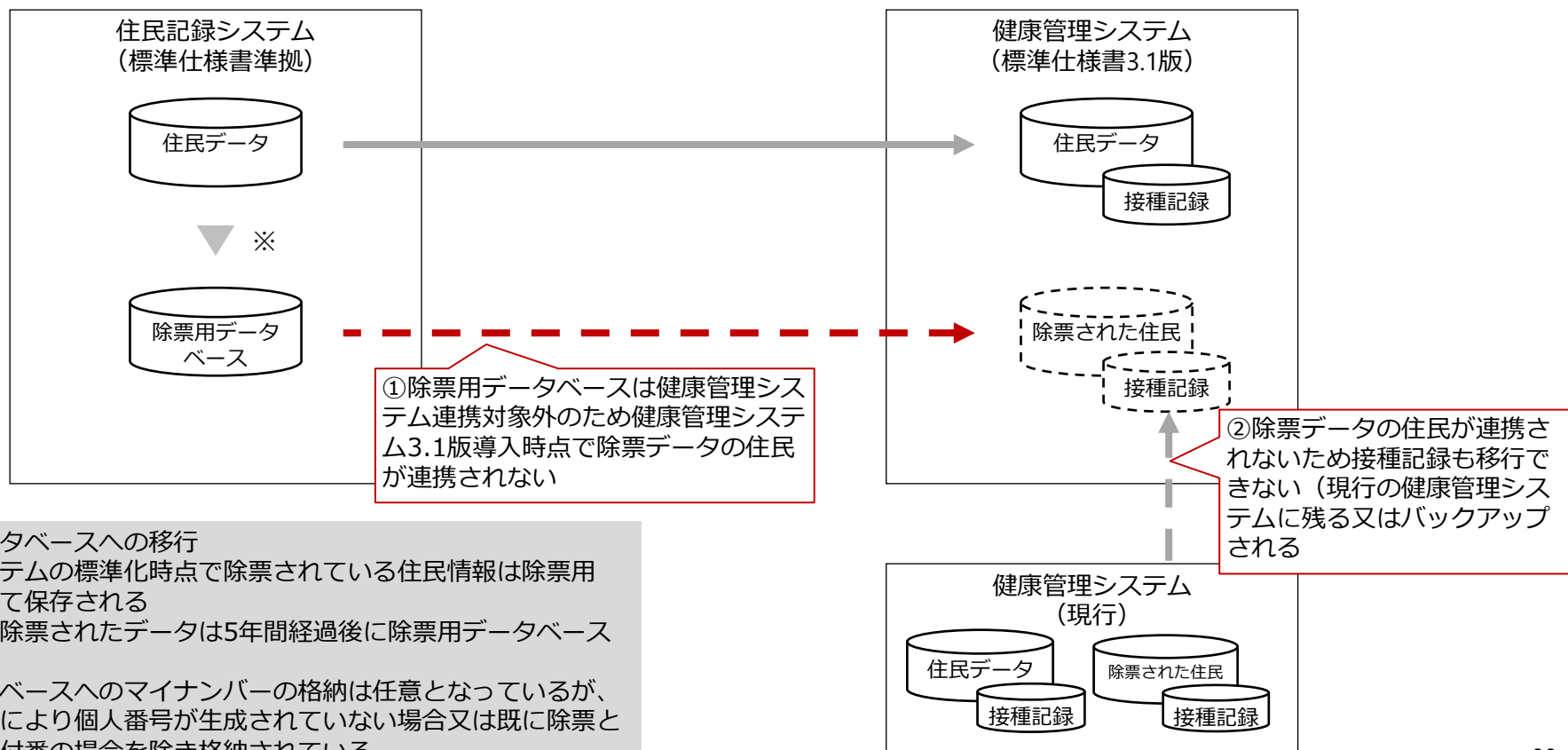
項目	性別	保護者氏名	生活保護区分	非課税区分	中国残留邦人区分	障がい者区分	その他免除区分	高齢者定期接種判定区分	長期療養区分	その他区分	不開示フラグ	住民状態	通知対象外区分
説明	0:不明(未記入) 1:男 2:女	接種対象者の保護者氏名	0:非該当 1:該当	0:非該当 1:該当	0:非該当 1:該当	0:非該当 1:該当	その他条件による減免区分	0:非該当 1:該当	0:非該当 1:該当	00:非該当 01:該当	0:開示 1:不開示	1:住登者 2:転出者 3:死亡者 9:その他消除者	0:非該当 1:該当
必須	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
例1	1	田中花子	0	0	0	0	00	0	0	00	0	1	0
例2	2	斎藤太郎	0	1	0	0	01	0	0	00		9	0

3-5. データ移行支援

背景・課題 接種記録に紐づく除票データが健康管理システムに存在しないケースがある

- 令和8年6月の改正予防接種法の施行により特例臨時接種の接種記録及びR8年6月以降の接種記録は市区町村に厚労大臣への提供義務が課せられる。各自治体は接種記録に紐づく住民情報と共に予予・請求システムへ登録する必要があるが、住民が除票されていた場合は除票データも含めて登録する必要がある
- 除票データについては、平成26年度以降の情報について150年の保存期間が課せられているところ、義務化対象の接種記録に紐づく除票データは住民記録システム内の除票用データベース内で保管されている状況

健康管理システム（標準仕様書3.1版）に除票された住民情報が存在しない自治体の例



※ 除票用データベースへの移行

- 住民記録システムの標準化時点で除票されている住民情報は除票用データベースにて保存される
- 標準化以降に除票されたデータは5年間経過後に除票用データベースに移行される
- 除票用データベースへのマイナンバーの格納は任意となっているが、システム障害等により個人番号が生成されていない場合又は既に除票となっており、未付番の場合を除き格納されている

3-5. データ移行支援

前提整理 健康管理システムに存在しない場合は除票用データベースまたは現行の健康管理システムから除票データを抽出する必要がある

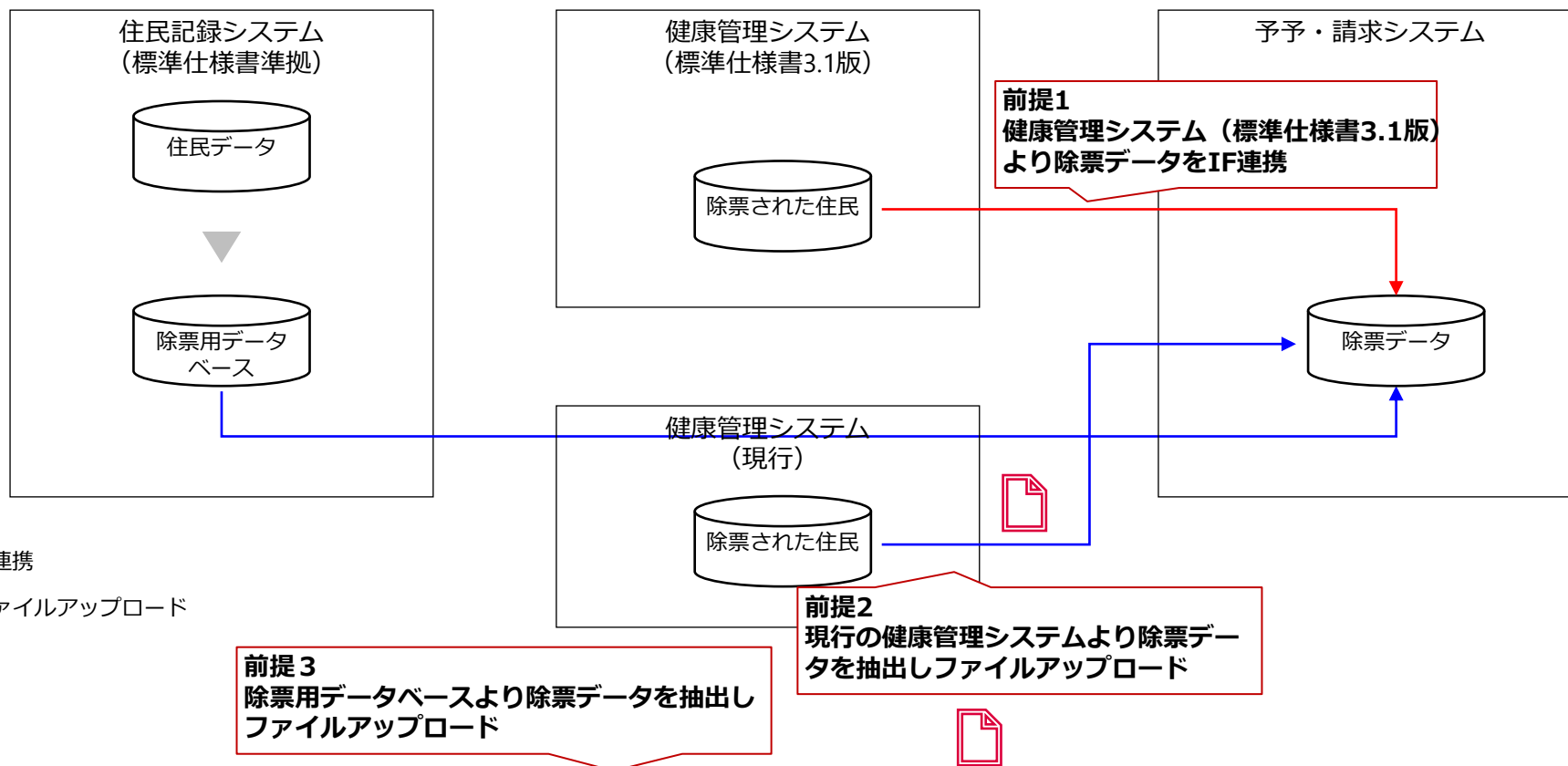
- 健康管理システム事業者又は自治体によって異なるが、予予・請求システムへ登録する除票データの抽出方法は3つある。

前提1：健康管理システム（標準仕様書3.1版）に除票データが存在 ※

前提2：健康管理システム（現行）に除票データが存在

前提3：除票用データベース（住民記録システム（標準仕様書準拠））に除票データが存在

※一部特定の健康管理システム事業者においては予防接種事務デジタル化における除票データの移行方針を受け、標準化3.1版対応以前（現行含む）の状態で健康管理システムに蓄積している除票データを継続的に管理する方針を取る場合もある



3-6. データ移行支援 特例臨時接種における移行方針

凡例



VRSの接種記録ファイル

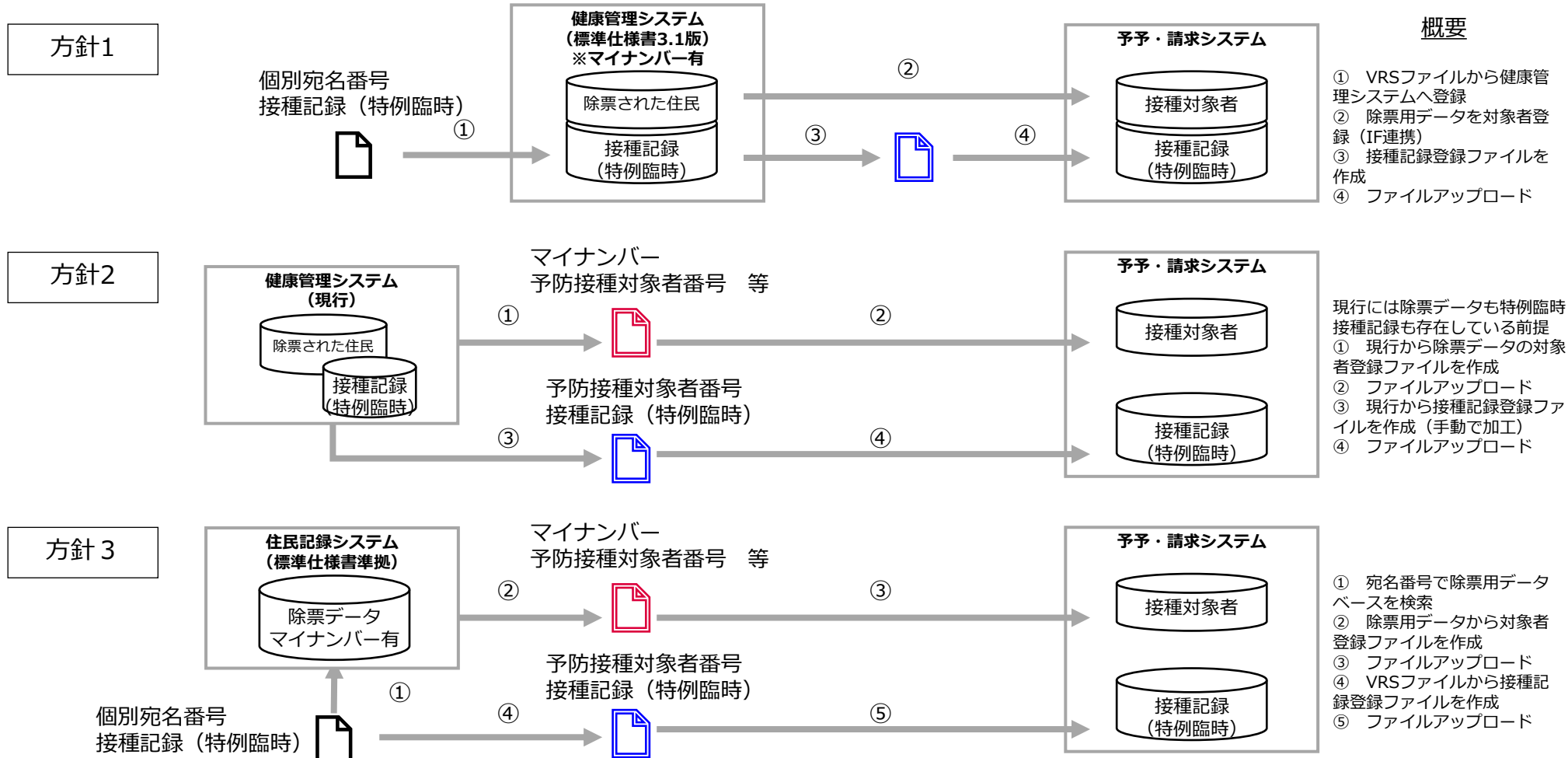


予約・請求システムへの
対象者登録ファイル



予約・請求システムへの
接種記録登録ファイル

- 方針1：健康管理システム（標準仕様書3.1版）から除票データの対象者登録を行う【前提1】
- 方針2：健康管理システム（現行）から除票データの対象者登録を行う【前提2】
- 方針3：住民記録システムの除票用データベースから対象者を特定し、対象者登録を行う【前提3】

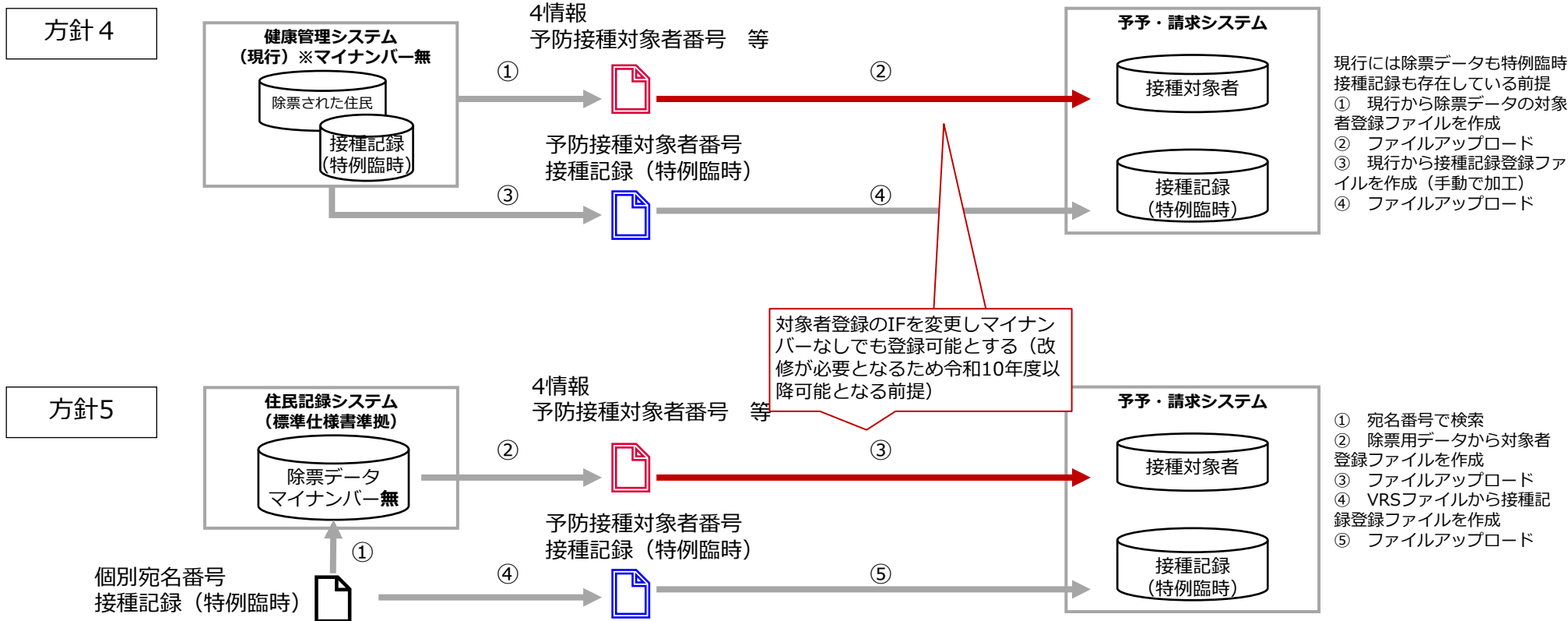


3-6. データ移行支援

特例臨時接種における移行方針

方針2又は3においてマイナンバーが存在しない場合

- 方針4：マイナンバーなしで方針2を行う ※ 健康管理システム（現行）にマイナンバー無
- 方針5：マイナンバーなしで方針3を行う ※ 除票用データベースにマイナンバー無



3 - 6 .データ移行支援

移行方針

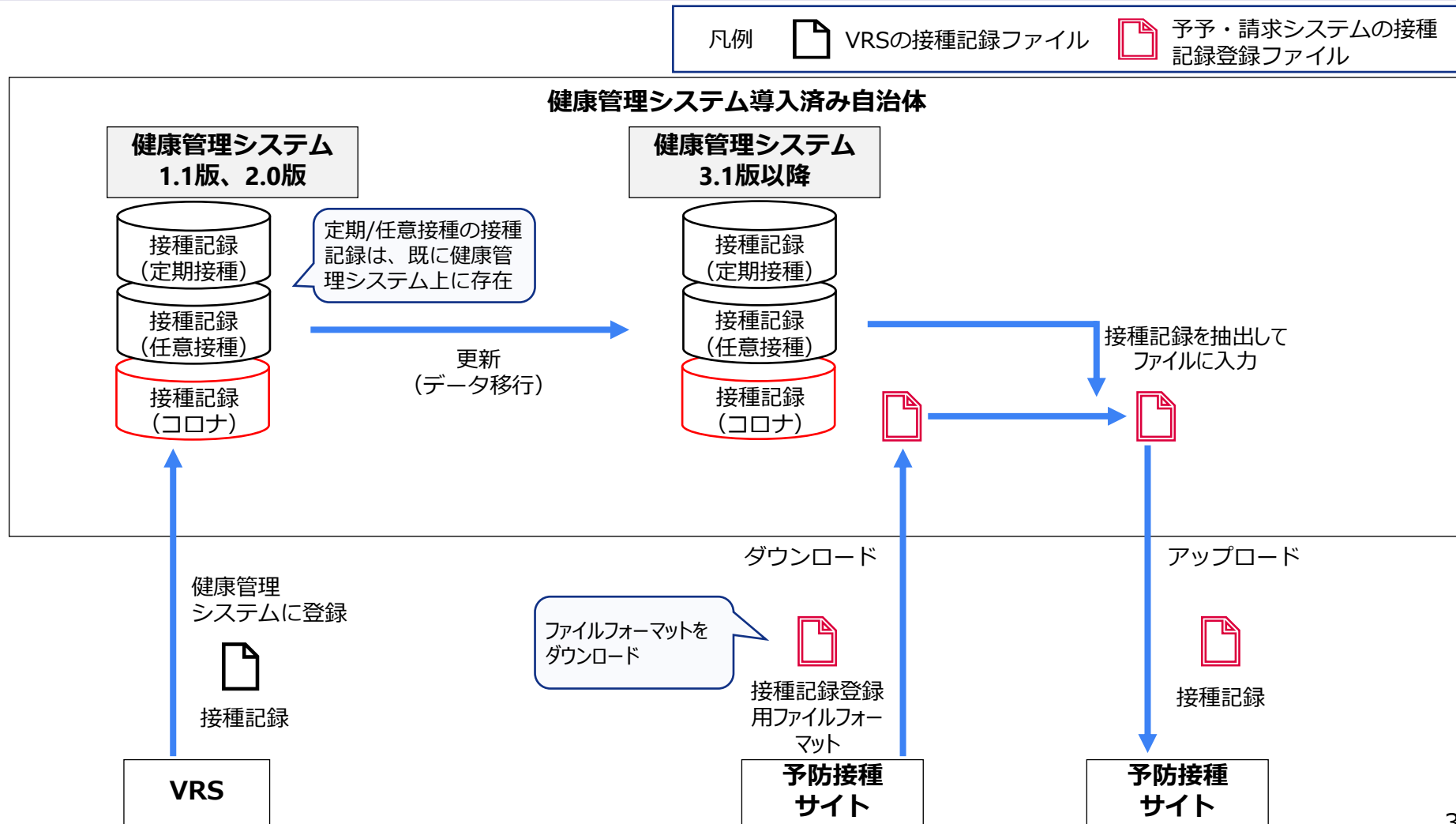
方針2～5における対象者登録ファイルの作成方法

- ・ 接種対象者登録ファイル上の必須項目については、全て値を設定する必要がある。
- ・ 除票データにマイナンバーが存在しない場合の取扱いについては、令和10年度以降に対応が可能となる予定である。

#	入力必須項目	方針2または3		方針4または方針5	
		登録時の設定例	設定方法	登録時の設定例	設定方法
1	変更区分	1	「1」固定	1	「1」固定
2	個人番号	000000000000	VRSファイルの個別宛名番号を基に健康管理システム（現行）又は除票用データベースより取得	空白（設定なし）	予予・請求システムにおける対象者登録ファイルのIF変更を行い設定なしでの登録を可能とする（令和10年度以降）
3	氏名	予防太郎		予防太郎	VRSファイルの個別宛名番号を基に健康管理システム（現行）又は除票用データベースより取得
4	氏名_振り仮名（フリガナ）	ヨボウタロウ		ヨボウタロウ	
5	住所	東京都千代田区 x x x		東京都千代田区 x x x	
6	生年月日	2026/2/3		2026/2/3	
7	性別	1		1	
8	予防接種対象者番号	11111122222222222222		手動作成	11111122222222222222
9	生活保護区分	0	「0」固定	0	「0」固定
10	非課税区分	0	「0」固定	0	「0」固定
11	中国残留邦人区分	0	「0」固定	0	「0」固定
12	障がい者区分	0	「0」固定	0	「0」固定
13	その他免除区分	0	「0」固定	0	「0」固定
14	高齢者定期接種判定区分	0	「0」固定	0	「0」固定
15	長期療養区分	0	「0」固定	0	「0」固定
16	住民状態	「2（転出者）」 or 「3（死亡者）」 or 「9（その他消除者）」	VRSファイルの個別宛名番号を基に除票用データベースより取得	「2（転出者）」 or 「3（死亡者）」 or 「9（その他消除者）」	VRSファイルの個別宛名番号を基に除票用データベースより取得
17	通知対象外区分	0	「0」固定	0	「0」固定
18	その他区分	00	「00」固定	00	「00」固定

3-7. データ移行支援 接種記録データ移行の方法

- VRSからダウンロードした特例臨時接種の記録を含む過去の接種記録を、予防接種サイトにアップロード可能なフォーマットに加工して登録いただく。
- 具体的には、予防接種サイトからファイルフォーマットをダウンロードし、そのファイルに接種記録を入力した上で、アップロードしていただきたい。



3-7. データ移行支援 接種記録データ移行の方法（接種記録データ項目 1/2）

- 予防接種記録登録ファイルの項目及び入力例を以下に示す。必須欄に○がない箇所は、空欄でも差し支えない。
- 対象の予防接種記録がR8.5以前の特例臨時接種、デジタル化移行前の定期接種・任意接種の記録の場合と、R8.6以降の定期接種・臨時接種・任意接種の記録の場合では、必須入力項目が異なる。

項目	予防接種管理ID	実施日	医療機関コード	実施場所	医師名	予防接種対象者番号	氏名	氏名カナ	性別	生年月日	接種時年齢	住所	時間外フラグ
説明	予防接種管理情報を識別するID	予防接種の実施日を示す	接種した医療機関コード	接種を実施場所	予防接種を実施した医師名を示す	市町村等番号(6桁)+対象者番号(15桁)	接種対象者の氏名	接種対象者の氏名	0:不明 1:男 2:女	YYYY-MM-DD	接種対象者の接種時年齢	接種対象者の住所	0:非該当 1:該当
必須(~R8.6) 特例臨時接種、R8.6 以前の定期・任意接種		○				○							
必須(R8.6~) 定期・臨時接種	○(自動入力)	○	○		○	○							○
入力例	10000001	2013-11-01	121345679	データ病院	田中 太郎	12345678901234500000	予防太郎A	ヨボウ タロウ	0	2013-11-01	12歳0か月24日	東京都江東区	0

項目	休日フラグ	高齢者定期接種判定区分	長期療養区分	生活保護区分	非課税区分	中国残留邦人区分	障がい者区分	その他免除区分	接種対象者区分の修正理由	減免区分の修正理由	予防接種管理番号	ワクチン通称
説明	0:非該当 1:該当	0:非該当 1:該当	0:非該当 1:該当	0:非該当 1:該当	0:非該当 1:該当	0:非該当 1:該当	0:非該当 1:該当	00:非該当 01以降:自治体毎に定義	接種対象者区分を変更した理由	減免区分を修正した理由	予防接種の管理番号を示すコード	ワクチンの通称を示す
必須(~R8.6) 特例臨時接種、R8.6 以前の定期・任意接種											○	
必須(R8.6~) 定期・臨時接種	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
入力例	0	0	1	0	0	0	0	00			12345678	インフルエンザワクチン

3-7. データ移行支援

接種記録データ移行の方法（接種記録データ項目 2/2）

- 予防接種記録登録ファイルの項目及び入力例を以下に示す。必須欄に○がない箇所は、空欄でも差し支えない。
- 対象の予防接種記録がR8.5以前の特例臨時接種、デジタル化移行前の定期接種・任意接種の記録の場合と、R8.6以降の定期接種・臨時接種・任意接種の記録の場合では、必須入力項目が異なる。

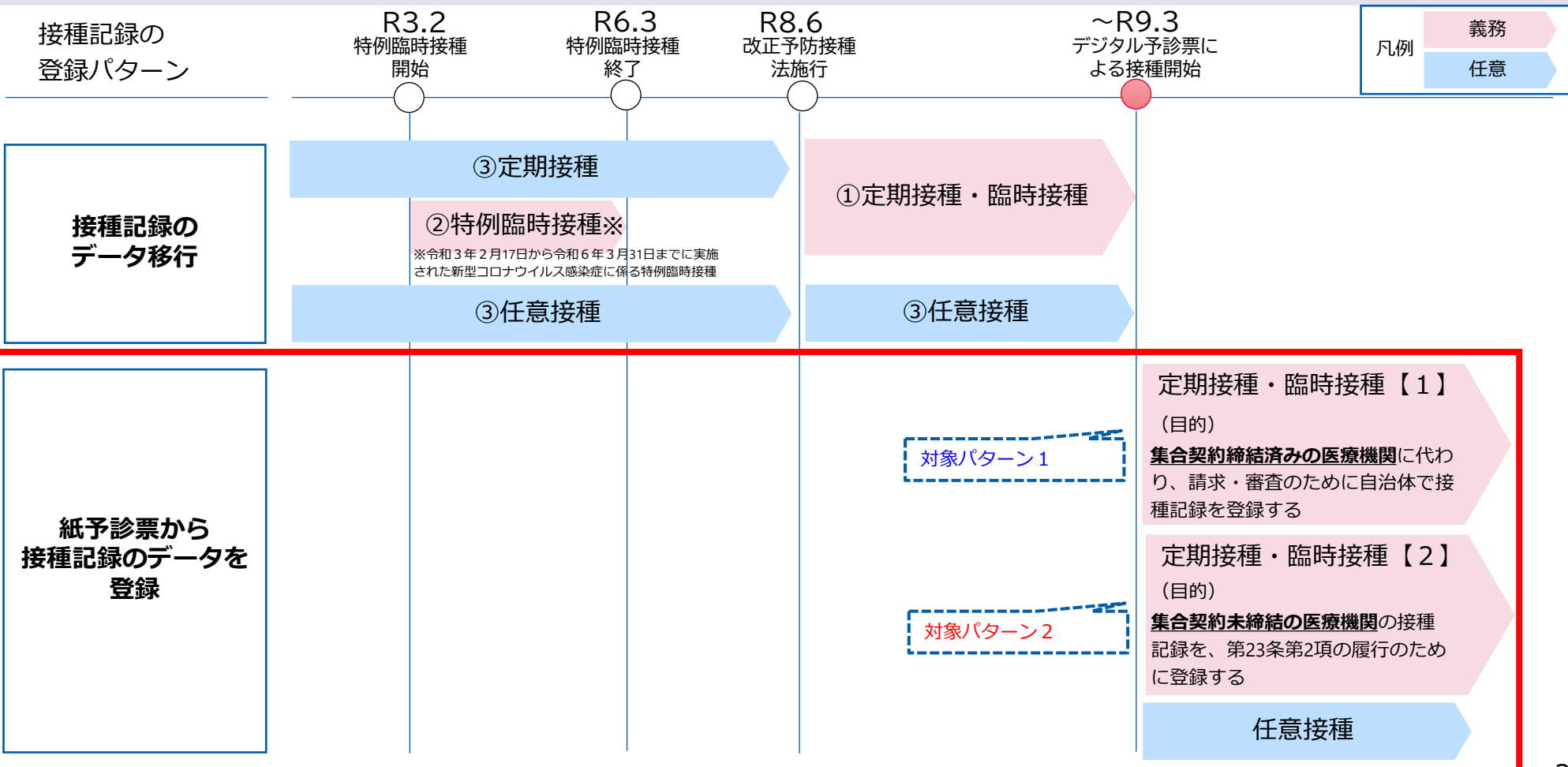
項目	期	回数	回数通称	実施区分	接種区分	予防接種を行えなかった理由	GTINコード	ワクチン販売名	製造販売元	販売元	ロット番号	ワクチン有効期限	接種量 (ml)
説明	ワクチンの期を示す	ワクチンの回数を示す	ワクチンの回数通称を示す	1：集団 2：個別	1：接種 2：予診のみ	受付したが予防接種を行えなかった際の理由	GTIN-14 (集合包装用商品コード)を示す	助成対象ワクチンのワクチン販売名	ワクチンの製造販売元の名称を示す	ワクチンの発売元の名称を示す	ワクチンのロット番号を示す	実施した予防接種のワクチン有効期限を示す	ワクチンの接種量を示す
必須(~R8.6) 特例臨時接種、R8.6 以前の定期・任意接種													
必須(R8.6~) 定期・臨時接種				○	○		○				○	○	○
入力例	1	1	1期1回目	1	1		1234567 8901234	販売名	製造会社	販売会社	12B	2025- 01-01	20

項目	接種方法	その他（接種方法）	接種部位	その他（接種部位）	間違い接種フラグ	間違い接種種別	間違い接種の理由	同時接種グループ	システム外請求フラグ	海外接種フラグ	特別の事情	特別の事情（医師補記）
説明	実施した予防接種の接種方法を示す	接種方法について選択肢以外のその他の情報 を示す	実施した予防接種の接種部位を示す	接種部位について選択肢以外のその他の情報 を示す	0:該当しない 1:該当する	間違い接種を実施した理由を表す コード	間違い接種を実施した理由	予防接種の同時接種を行うグループを示す	0:非該当 1:該当	海外接種の実施対象かどうかを識別するフラグ	実施した予防接種における特別の事情を示す	実施した予防接種における特別の事情の補記を示す
必須(~R8.6) 特例臨時接種、R8.6 以前の定期・任意接種												
必須(R8.6~) 定期・臨時接種	○		○		○				○			
入力例	01		01		0				0	0		

3-8. データ移行支援

紙予診票接種記録入力(1/5) 紙予診票を自治体が入力するパターン

- 本章(3-6)は、紙の予診票についても予防接種・請求システムへアップロードが必要であることを前提とし、接種記録登録業務を外部に委託する場合の運用条件を明確にするものである。
- あわせて、健康管理システムからの対象者情報および接種記録リストの抽出・提供方法を整理する。これにより、自治体・健康管理システムベンダ・入力代行事業者それぞれの役割と責任範囲を明確化することを目的とする。



3-8. データ移行支援

紙予診票接種記録入力(2/5) 紙予診票を自治体が入力するパターン

- A類、B類ともにデジタル予診票による接種の対象とする場合、又はA類だけをデジタル予診票による接種の対象とする場合の、集合契約締結医療機関における紙予診票での接種については、医療機関側での接種記録の入力を基本操作としているが、多くの接種対象者が紙の予診票を利用する可能性が高い場合など、医療機関の負担過多となり、データ入力が困難と判断した場合は、自治体がデータ入力業務を請け負うことも可能 ※1 が対象パターン1
- 集合契約未締結医療機関における紙予診票での接種については、従来の接種委託契約での請求・支払対応と同様、医療機関から自治体へ直接請求書を送付し、自治体は改正予防接種法第23条第2項に基づき、予防接種サイトから予予・請求システムへデータを入力する。 ※2 が対象パターン2

・ A類、B類ともにデジタル予診票による接種に対応する場合

医療機関の契約状況	対象ワクチン	予診票	医療機関での接種記録入力	自治体での接種記録入力	備考
集合契約締結医療機関	A類・B類	デジタル予診票	○	— (不要)	—
		紙予診票	○ (外注可)	△ (自治体にて入力可)	医療機関側での接種記録の入力を基本操作としているが、入力困難な場合は自治体での入力も可能とする
集合契約未締結医療機関(従来契約)	A類・B類	紙予診票	— (不要)	○	医療機関の事務は変わらない 自治体で予予・請求システムに入力

・ A類をデジタル予診票による接種、B類は従来契約により対応する場合

医療機関の契約状況	対象ワクチン	予診票	医療機関での接種記録入力	自治体での接種記録入力	備考
集合契約締結医療機関	A類	デジタル予診票	○	— (不要)	—
		紙予診票	○ (外注可)	△ (自治体にて入力可)	医療機関側での接種記録の入力を基本操作としているが、入力困難な場合は自治体での入力も可能とする
	B類 (従来契約維持)	紙予診票	— (不要)	○	医療機関の事務は変わらない 自治体で予予・請求システムに入力
集合契約未締結医療機関(従来契約)	A類	紙予診票	— (不要)	○	医療機関の事務は変わらない 自治体で予予・請求システムに入力
	B類	紙予診票	— (不要)	○	医療機関の事務は変わらない 自治体で予予・請求システムに入力

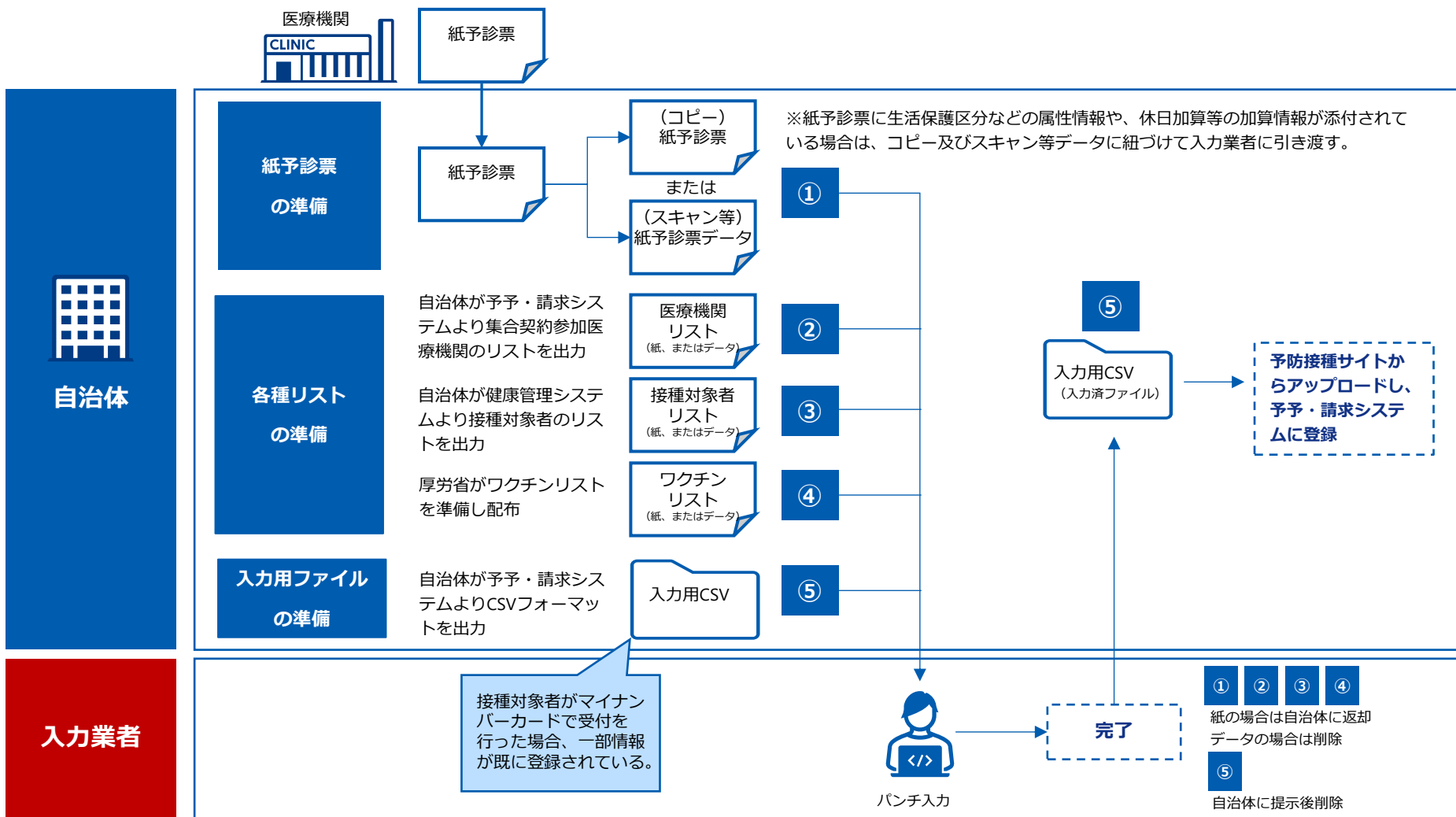
3 - 8 .データ移行支援 紙予診票接種記録入力(3/5) 登録方法

- 紙予診票の接種記録を予予・請求システムに登録する方法として、予防接種サイトからの一括登録と、画面で1件ずつ個別に登録する2種類の方法がある。

	一括登録	個別登録
登録方法	予防接種サイトからCSVファイルをダウンロードし、ファイルに接種記録を入力し、予防接種サイトからアップロードする。	予防接種サイトで接種対象者ごとに予診票の接種記録を入力し、予予・請求システムに登録する。
登録主体	自治体職員又は外部入力業者	自治体職員

3-8. データ移行支援 紙予診票接種記録入力(4/5) 業務の流れ (一括登録)

- 紙予診票の接種記録入力の流れは以下のとおり。(接種記録の登録を外部委託業者に委託する場合の流れ)
- 接種記録入力を行うためには、紙予診票に記載されている項目だけでは不十分のため、各種リストを準備し紙予診票の項目と組み合わせて入力を行う。



3-8. データ移行支援 紙予診票接種記録入力(5/5) 入力必須項目と入力方法 (共通)

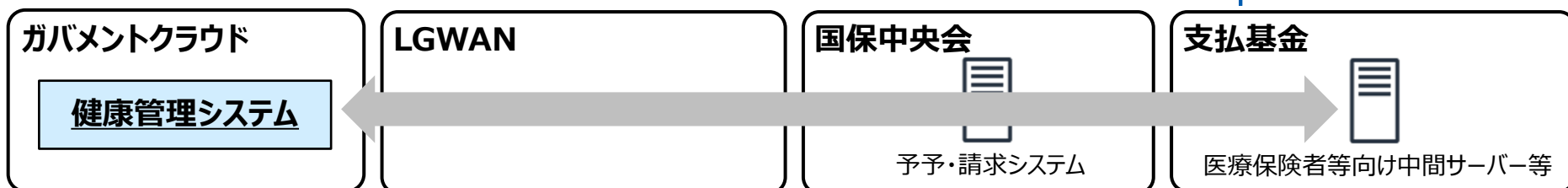
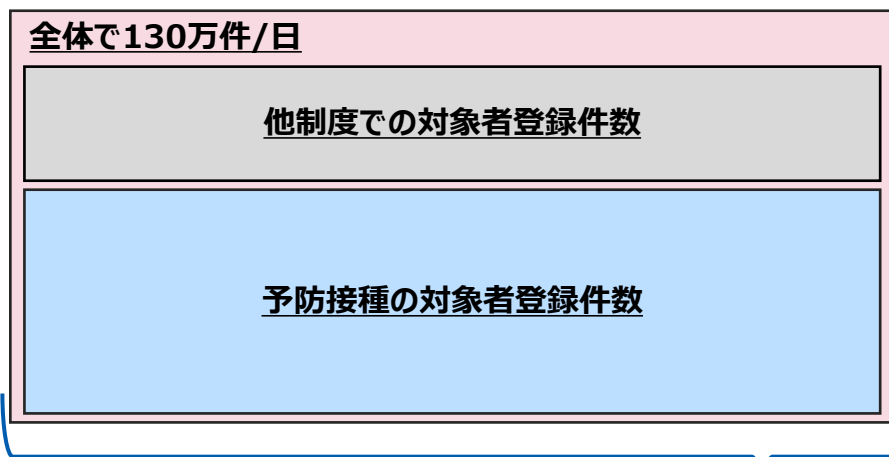
- 紙予診票の接種記録の入力必須項目は以下の25項目となる。

#	入力必須項目	項目定義	R8年度の入力方針	R9年度以降の入力方針 (予定) ○システム上必須 ●台帳登録として必須 △任意項目となるよう調整予定
1	予防接種管理ID		※入力不要 (CSVファイルのアップロード時に自動で入力されます)	○
2	実施日		紙予診票から取得し入力します	●
3	医療機関コード		② 医療機関リストとの組み合わせで入力します (接種対象者がマイナンバーカードで受付を行っていた場合は入力済)	○
4	医師名		紙予診票から取得し入力します	△
5	予防接種対象者番号		③ 接種対象者リストとの組み合わせで入力します (接種対象者がマイナンバーカードで受付を行っていた場合は入力済)	●
6	時間外加算フラグ	0:非該当 1:該当	「0:非該当」で入力 請求のために必要な情報となりますので、紙予診票に添付されている属性情報および加算情報を参照して入力してください。 添付されてなければ「0:非該当」で入力してください。	△ 空欄を可としますが、必要な場合に「1:該当」で入力していた だく方針です。
7	休日加算フラグ	0:非該当 1:該当		
8	高齢者定期接種判定区分	0:非該当 1:該当		
9	長期療養区分	0:非該当 1:該当		
10	生活保護区分	0:非該当 1:該当		
11	非課税区分	0:非該当 1:該当		
12	中国残留邦人区分	0:非該当 1:該当		
13	障がい者区分	0:非該当 1:該当		
14	その他免除区分	0:非該当 以降自治体が定義		
15	予防接種管理番号		④ ワクチンリストとの組み合わせで入力します	○
16	実施区分	1:集団 2:個別	「2:個別」で入力 ※紙予診票に記載された「医療機関名」より判断	△
17	接種区分	1:接種 2:予診のみ	紙予診票から判断し入力します	△
18	GTINコード		④ ワクチンリストとの組み合わせで入力します	●
19	ロット番号		紙予診票から取得し入力します	△
20	ワクチン有効期限		ロット番号シールより入力、ロット番号シールが貼られていない場合は「2099/12/31」等の未来日付で入力します	△
21	接種量 (ml)		紙予診票から取得し入力します	△
22	接種方法		紙予診票から取得し入力します	△
23	接種部位		紙予診票から取得し入力します	△
24	間違い接種フラグ		「0:非該当」で入力します	△
25	システム外請求フラグ	0:非該当 1:該当	集合契約を締結しており、自治体が医療機関の代理で登録する場合は「0:非該当」で入力 (P42の対象パターン1) 集合契約未締結の場合は「1:該当」で入力 (P42の対象パターン2)	△

3-9. データ移行支援 対象者登録時の流量制限への対応方針案

- 【背景】 予防接種の対象者登録時のPMHキーの発行可能件数は130万件/日の流量制限がある。
- 【課題・リスク】 令和9年度末～令和10年度中にかけて多くの自治体がデジタル化を開始すると想定しており流量制限を超過するリスクがある。
- 【方針案】 あらかじめ自治体毎のデジタル接種開始日をヒアリングし流量制限を考慮した対象者登録連携を実施する方針を検討している。ヒアリングについては厚生労働省から自治体へ事業計画の調査を行っており回答を取りまとめ次第対象者登録の移行計画案を策定する予定。
- 【方法・手順案】 健康管理システム3.1版の導入における移行支援対応の中で対象者登録の移行計画に沿って一度に登録する対象者数を分割して予予・請求システムへ連携いただきたいと考えている

医療保険者等向け中間サーバー等におけるPMHキー発行可能件数



4. 質疑応答

本会議で質疑応答を行う。本会議後はQA表を通じて質疑を受付し回答する。会議後にQA表をJAHIS様を通じて、健康管理システムベンダ 担当者様へ送付する。

技術解説書に係るご質問

今後の技術解説書に係るご質問はQA表にてご質問の送付をお願いします。QA表を通じて質問へ回答します。また、いただいたQAの中で共通的な内容に関して頻出する質問は健康管理システムベンダ様に向けて今後公開させていただく予定です。

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課デジタル担当までQA表をメールでご連絡ください。

【連絡先】 yoboseshu-digital@mhlw.go.jp